長期にわたる原発事故避難者の住宅等の供与に関する問題を抜本的に解決し、 安定した住宅保障を含む長期避難に対応する新たな立法措置を求める意見書

内閣総理大臣 安倍晋三 殿 復興大臣 竹下亘 殿 衆議院議長 大島理森 殿 参議院議長 山崎正昭 殿 文部科学大臣 下村博文 殿 国土交通大臣 太田昭宏 殿 内閣府特命担当大臣(原子力防災) 望月義夫 殿 原子力規制庁長官 池田克彦 殿 政党代表 各位

> 全国青年司法書士協議会 会 長 石橋 修 東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル7F TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527 e-mail KYW04456@nifty.com URL http://zenseishi.com/

当協議会は、全国の青年司法書士約3000名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会では、福島第一原子力発電所における未曾有の大事故(以下、「原発事故」という)の発生以降、相談会開催などを通じ、全ての被害者に対し公正かつ迅速・適切な救済がなされるよう活動をおこなっている。

## 意見の趣旨

- 1. 長期にわたる原発事故避難を想定した基本法を制定し、原発事故避難者の住宅問題を根本的に解決すべきである。
- 2. 新たな立法による解決が図られるまでの間、「災害救助法」の弾力的な運用および「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「原発事故子ども・被災者支援法」という)の理念を十分に生かした具体的施策を行い、既存の法を活用して被害者の住宅環境改善に努めるべきである。

## 意見の理由

## 1. 避難者の状況

原発事故の発生から4年以上が経過した現在、福島県内に約8万人、福島県外に約4万7000人が避難生活を余儀なくされている(一般社団法人ふくしま連携復興センター調べ)。

また、平成26年4月に福島県が行った「福島県避難者意向調査」により、 避難者の6割以上が住まいについて不安を感じていることがわかった。

- 2. 長期避難生活を想定していない災害救助法における問題点
- (1) 災害救助法は、地震や津波などの比較的短期間に収束する自然災害の発生を想定して制定された法律であり、そもそも広域かつ長期にわたる避難者の存在を想定していない。

本来であれば、早急に災害復興公営住宅を整備し、安定した居住環境を確保する必要があるにも関わらず、避難者の数が膨大であり、その整備が追い付いていない。そのため、原発事故による避難者は、決して良い住環境とはいえない応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされ、今後の見通しもつかないまま不安定な状態に置かれている。

- (2) 応急仮設住宅(みなし仮設住宅を含む)では、転居(仮設間移転)が認められていない。そのため、避難の長期化に伴う子どもの成長などの生活環境の変化による転居や、転勤のある仕事に就いたりすることへの対応が出来ず、長期に避難する者の生活再建の著しい妨げとなっている。
- (3) 現在、仮設住宅(みなし仮設住宅を含む)は無料である。しかし、避難者が災害復興公営住宅に入居する場合や、みなし仮設制度が終了した場合は、家賃を負担する必要が生じる。一生涯に渡っての住宅の無償供与が望ましい訳ではないが、いまだに完全収束が見えない福島第一原発事故においては、避難者に対して、収入に応じた賃料の補助(全額補助も含めた)等の住宅支援を行うことが望ましいと考える。
- 3. 原発事故子ども・被災者支援法における問題点
- (1)福島第一原発事故後に成立した「原発事故子ども・被災者支援法」は、 避難・居住・帰還のいずれの選択をしたとしても国がその責任において原 発事故避難者の住宅の確保に関する施策を講ずることとされている。

平成24年10月に閣議決定された原発事故子ども・被災者支援法の基本方針の中にある住宅の確保策の一つとして掲げられている「公営住宅への入居の円滑化」では、あらたな避難に伴う公営住宅への申込要件について一定程度緩和された。上記、施策を否定するものではないが、収入に応じた賃料の補助等の住宅支援は認められていない。

(2) 上記施策の対象者は、「支援対象地域」である福島県の中通り地方と浜

通り地方(避難指示区域等は除く)に居住する者とされ、非常に狭い地域の居住者に限定されている。原発事故に起因する避難の必要がある者は、上記地域に限定されるものではない。健康被害が生ずるおそれがある者すべてを対象とする必要がある。

## 4. 新たな立法の必要性

上記に述べたとおり、原発事故により、今後も長期に渡る避難生活が予想される中、安定した住宅保障が最も重要であるにも関わらず、既存の法律では対処できない問題が生じている。金銭的な賠償だけで避難者の生活再建が保障されることはなく、狭い地域に限定した金銭賠償しかなされていない現状において、立法府および行政府の責任として、被害の存在を認め、長期にわたる原発事故避難を想定した基本法の立法作業に着手するべきである。立法府および行政府には、原発事故避難者の住宅問題を含めた長期にわたる原発事故避難によって生じる様々な問題を、抜本的かつ根本的に解決する義務がある。

なお、早急に新たな立法措置を講ずることが望ましいが、立法までには一定の時間を要するであろう。この間も多くの避難者の生活環境は刻一刻と変化していく。新たな立法がなされるまでは、災害救助法の弾力的運用によって避難者を広く救済するとともに、原発事故子ども・被災者支援法の理念を十分に生かした具体的施策を行い、同法を適切に運用する必要がある。

以上